

2020年7月14日

一般社団法人ソーシャルワーク教育学校連盟

会長 白澤 政和 様

公益社団法人日本社会福祉士会

会長 西島 善久

公益社団法人日本精神保健福祉士協会

会長 田村 綾子

公益社団法人日本医療社会福祉協会

会長 早坂由美子

新型コロナウイルス感染影響下における現場実習の実施について（お願い）

平素よりソーシャルワーク教育の向上にご尽力くださりありがとうございます。

さて、本年初頭より新型コロナウイルス感染拡大が続く中、養成校におかれましても様々な課題に直面しておられ、課題解決に向けて奮闘されていることと推察いたします。

休校措置が続く中で、貴会では4月3日付け会長声明にて6月末までの実習見合わせを呼びかけ、また、5月26日付け「新型コロナウイルス感染症に伴う社会福祉士・精神保健福祉士養成の対応について」では実習教育の対応を各加盟校へお示しされたところです。

この困難な状況下における貴会の取り組みにはソーシャルワークに関わる立場として敬意を表しますが、一方で、実習教育は学生、養成校、そして実習受け入れ施設の三者の協働作業であることを踏まえれば、実習実施にあたっては、感染防止対策への取り組みをとる必要があるものと考えます。一部養成校では、自校の判断にて学内実習への切り替えを検討しているところも見られます。

養成課程における実習教育の意義を踏まえ、他職種に倣って、ソーシャルワーク専門職団体としても現状においても取りうる対策を行い、可能な限りの実習を提供できないかと考えております。そのためには、貴会にもお力添えをいただきたく、つきましては、下記2点につき是非ともご検討くださいますようお願い申し上げます。

別紙「学生実習受け入れにあたっての留意点および対応策(案)」をご参照ください。

- 一、感染防止対策を含めて、実習実施に向けて養成校が取り組むべきポイントについて、より具体的な例示も含めた内容を加盟校に対してご教示願いたい
- 一、加盟校に対して提示する内容の取りまとめにあたっては、私どもソーシャルワーク専門職団体との検討機会を設けていただくなどのご配慮をいただきたい

(以上)

学生実習受け入れにあたっての留意点および対応策（案）
＜日本医療社会福祉協会作成＞

新型コロナウイルス感染症（COVID19）によるパンデミックは、日本国内では新規感染者の顕著な減少が見られるようになり日常生活を流行前に徐々に戻すように動いている。しかし、新型コロナウイルスについてはまだ不明な点があり、有効な治療薬・ワクチンは開発中という状況であることを踏まえると、治療薬もしくはワクチンが普及するまでの期間は適切な対策を遂行する必要がある。

このような情勢を鑑みて、感染および自然災害への備えを図り、安全に実習を執り行うために留意すべきポイント、実習施設が具体的に取り組む事項を以下に挙げておく。

1 基本方針

（1）学生・養成校・実習施設の三者間における相互理解の形成

実習は、養成校の授業カリキュラムとして養成校と受け入れ施設との契約をもとに行われるものではあるが、その内実は、学生・養成校・実習施設の三者間で行うべき取り組みである。三者間で十分な意思疎通・情報共有を図り、実習開始までの適切なタイミングで、実習中に学生が取るべき行動・リスク管理についての相互理解ができあがっていることが望ましい。

（2）実習指導者に求められる基本姿勢

日々の体調など学生が正確に申告するには、実習施設、特に実習担当者との関係が大きな鍵となる。実習施設並びに実習担当者においては、学生にとって実習は非常に緊張を強いられる場であることを受け止め、学生に対して受容と支持を基本姿勢として接することで、学生が話しやすい環境を作り上げるように心がけたい。あわせて、養成校においても学生をサポートできるよう、実習施設と養成校との間、とりわけ実習指導者と巡回担当教員との間に良好な連携体制を構築しておきたい。

（3）感染防止に取り組む学生へのサポート

ただし、感染対策・健康管理については、家族との同居の有無・学生自身のこれまでの治療経験といった生活背景により、現時点でどこまでの対策が取れるか、必要な対策が取りやすいかが変わってくる。実習時の服装・使用するサージカルマスクの準備についても、実習施設・学生と相談のうえ取り決めておく。学生自身が過度のプレッシャーにさらされることのないように、実習指導者はこの点には十分に配慮し、学生自身が取り組める範囲を見極めながら、順次対策を取れるよう支援していくようにしたい。

（4）学生の健康情報取得上の留意点

最後に、この文書で示している感染対策は、実習場面において、学生および学生が関わる人たちの間で感染リスクが生じうる場合を念頭に置いたものである。感染症含め傷病・障がいやセンシティブな個人情報であることを踏まえ、実習場面においては感染リスクが生じない健康情報までも取り扱うことのないように留意していただきたい。

2 実習受け入れ可否の検討

COVID19に関しては、緊急事態宣言は解除されたものの、日々、新規感染者は発生しており、地域限定的であってもクラスター発生も報告されている。各施設においても、いつ・どのような形で感染者と遭遇するか油断できない状況にあると言えよう。したがって、実習生受け入れも感染リスクとなりうることから、下記の事項を参照・情報収集しながら、実習受け入れについて十分な検討がなされるよう自施設へ働きかけるべきである。

- ・感染対策にかかる自施設の規定・マニュアルに基づき対応を検討する
- ・施設の所在地・学生の居住地、それぞれの行政機関（管轄の保健所、都道府県の感染対策担当部門）にコンサルトを行うなどにおける感染動向の把握に努める
- ・状況に応じて柔軟な幅を持たせた実習プログラムも検討する

3点目について、養成カリキュラムにおける実習については実習時間が定められているが、厚生労働省・文部科学省からは所定時間を満たせない場合の対応も示されているところである（文部科学省初等中等教育局・文部科学省高等教育局・厚生労働省医政局・厚生労働省健康局・厚生労働省医薬・生活衛生局・厚生労働省社会・援護局・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部令和2年6月1日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」）。この事務連絡を踏まえて、学内実習との併用を相談するのも一案である。

3 養成校との連携、および学生の自己決定の尊重

（1）養成校との間でのリスクマネジメント

実習準備のほとんどは養成校において行われることから、依頼元の養成校とも緊密な連携を図り、感染リスクの低減に向けて協働するとともに、実習が予定通り実施できなくなる場合を想定した対策についても取り決めておきたい。

（2）学生への働きかけ

有効な治療薬やワクチンが開発されたとしても、さまざまな感染症に対する感染リスクをゼロに抑えることは不可能である。それゆえ学生自身が実習に対してさまざまな心配や不安を抱えていることは十分に予想できる。実習での学びを有意義なものとするために、学生がどこに感染リスクが潜んでいるのか、感染防止対策としてどのような行動を取るべきかをよりよく理解し、感染防止に取り組めるよう学生を支援していく必要がある。あわせて、学生自身が不安や心配を言語化できるようにサポートし、それらを緩和できるよう働きかけていくことを心掛けておきたい。

（3）学生の健康面への十分な配慮

中には基礎疾患を有する学生も実習を希望している場合がある。このような学生に対して

は、現在の健康状態を正確に把握するように努め、学生自身にはかかりつけ医療機関において実習について相談しておくこと、実習において受け入れ側で留意すべき点がないか確認しておいてもらうようにする。

ただし、現状で学生の安全が100%保証できないのは確かなので、実習施設での実習を強いられると受け取られることのないように、養成校とも十分な連携のうえ必要な配慮を行い、学生自身が実習での学びをデザインできることを目指す。

4 実習開始までに指導しておく感染防止対策

COVID19に注意が向きがちだが、実習施設で対策すべき感染症は多数ある。

この前提に立って、実習期間中、留意すべき事柄を学生には事前に指導しておきたい。感染対策として、実習開始日までの一定期間、留意すべき事柄があれば、その点も早期に学生に伝え、学生自身が必要な対応を取れるようにしておく。具体的な項目を挙げておく。

(1) 感染防止策

実習期間中、学生であっても実習施設の一員として振舞うことが求められるので、個人情報保護、自身の健康管理含めた感染防止策を理解し、標準予防策までは実習開始までに実行できるようにしておくのが望ましい。また、実習期間中の学生の行動範囲や感染の流行状況を踏まえて、飛沫感染・接触感染の対策への取り組みを指導することも考慮したい。

具体的な指導内容については、感染防止マニュアルや感染防止対策が取り決められている場合はそれに準じて行えば良い。ソーシャルワーカー自身で判断しかねる場合には、職場内のICTや感染対策担当者に相談し、指導内容や適切な資料・教材の準備をしておくようにする。もし、感染防止マニュアル・感染防止対策が策定されていない場合には、職場内で相談するなり他院にコンサルテーションを行うようにする。また関係学会のガイドラインや資料についての情報も得て準備をしておく。

(2) 個人用防護具

実習期間中、装着するサージカルマスクの用意を学生に求める場合には、どのようなタイプ・機能を持つマスクが必要かを丁寧に説明し、適切なマスクを用意できるよう情報提供を行う。マスクが品薄で1回あたりの購入個数の制限が実施されている場合もあるから、実習開始までに調達できるよう、時間にも余裕を持たせた案内も必要である。

実習時の服装含め、このほかに必要な準備物があれば同様に案内をしておく。

また、個人用防護具の取り扱いを誤れば、感染する恐れもあるので、学生には正しい取り扱いを指導しておく。

(3) 健康情報の取得及び予防接種の推奨

実習予定の学生には、基礎疾患の有無、アレルギーなど健康上の留意点、感染症の罹患歴、施注済の予防接種について確認しておく。必要に応じて、実習前の段階で学生が抗体検査や予防接種を受けておくことも考慮して良い。この場合、複数の予防接種を受けるには相応の期間が必要となることから、実習開始予定から逆算して学生・養成校への説明、働きかけを考えておく。

(4) 体調・行動履歴の記録

健康状態や症状の有無、定時の検温、日々の行動を記録する必要がある場合は、いつから・どのような形で記録を取れば良いかを学生に伝えておく。もし、記録用紙が定型で用意されている場合には、記載要領を説明のうえその用紙を配布しておく。

(5) 行動の制限

万一に備えて、学生に対して行動の制限を求める場合には、回避すべき行動を具体的な状況を例示しながら、いつから必要になるかを説明しておく。

ただし、学費・生活費確保のためにアルバイトが不可欠な学生もいる。行動制限を求めるかどうかは、アルバイトの内容・時間数も含めて検討し、学生が経済的に困窮しないような配慮が可能かどうかをよく検討したい。

(6) 実習を見合わせる要件

発熱時など感染症の罹患を警戒すべき場合には、実習施設に行かず自宅に留まることも必要となる。これは、実習指導者の勤務開始前に学生自身が適切に判断する必要があるため、体温・自覚症状といった具体的な基準をあらかじめ示しておくことが必要である。

あわせて、自宅に留まった時の実習先へ連絡する時間・手段も学生には伝えておくようにする。

5 実習期間中の対応

(1) 実習初期

体調管理・感染対策の遂行状況については、特に実習初期においてはこまめに確認し、指導内容が実行できているかを把握するように努める。学生の不安や心配、わからないことについては丁寧に聴き取りを行い、必要な対応を図り、学生をサポートしていくことを心掛けたい。

実習スケジュールについても、体調管理を考慮し、過密にならないように、また休息時間を確保できるよう予定を立てていくようにする。

(2) 実習時の行動範囲

実習期間中、実習施設内で学生が立ち入る範囲を感染リスクの少ない「グリーンゾーン」に限定するなど、感染者と接触する可能性を回避すべきである。実習施設職員・クライアント・実習施設を訪れるクライアント家族や関係者と、面接・カンファレンスなどの場で接触する場合には、感染リスクを検討し、学生を含め関わる人たちの感染リスク回避に向けて必要な対策を取らなければならない。

(3) 実習プログラム参加時の注意

実習期間中、面接・カンファレンスへの陪席、病室を含め病棟への同行、患者宅への訪問、院内また院外関係者との会議への同席など、ソーシャルワーカー部門外の人とも接触する機会がある。

それぞれの場面に応じて、必要な感染防止策を指示し、学生を案内するソーシャルワーカーは、手洗いや手指衛生などは学生と「一緒に」行うようにするなど学生と彼らと接触する人たちとを感染リスクから守るように配慮する。あわせて、折々のタイミングで、学生自身に体調の変化がないかの確認も取るようにする。

(4) 感染が懸念された場合の対応

万一、感染が懸念される事態が起これば、速やかに院内の担当部署もしくは上長へコンサルトし、適切な対応を取るとともに、経過を養成校にも報告する。

(5) 実習継続の見直し

実習施設でのクラスター発生・地域での感染拡大など実習継続が困難と判断される状況になった場合、感染者との濃厚接触が判明し実習中断が必要な場合には、速やかに院内関係部門・実習生・養成校と話し合いを持ち、以後の実習の取り扱いについて協議する。

6 実習終了後の対応

実習終了後、一定期間内に学生に感染兆候があった場合、感染症に罹患していることが分かった場合には、実習施設へ申し出るように学生・養成校には要請する。

また、健康観察の必要性から外出自粛など行動制限を求める場合には、実習最終日までに学生へ説明し、学生自身が必要な対応を取れるように指導する。あわせて、行動制限を求めている旨を実習施設より養成校に連絡しておく。

7 自然災害への対応

6月から10月にかけては、大雨・台風襲来による天候不良が起これやすい。実習期間中においては、天候にも十分留意し、警報発令が予想される場合には、早めにその場合に取りべき行動について学生に伝えておくようにする。

また、適切な判断が下せるように、実習先までの移動手段や経路、所要時間について事前に学生より聴取しておき、移動中に事故や災害に巻き込まれないように備えておく。

上記においても、養成校と連携し、実習スケジュール変更など適時相談・報告のうえ進めることとする。

8 その他

ルーム・シェアも含めて学生に同居者がいる場合には、同居者に協力を要請する事柄も整理し、文書にて伝達するなど協力体制の構築にも努める。

[参考資料]

○感染防止策学習ツール

☆日本環境感染学会教育ツール

http://www.kankyokansen.org/modules/education/index.php?content_id=5

☆SARAYA できていますか?せいけつ手洗い

<https://family.saraya.com/tearai/index.html>

☆自治医科大学附属さいたま医療センター感染制御室「マスクの効果と正しい使用法」

https://www.jichi.ac.jp/center/sinryoka/kansen/taisaku_04.html

○厚生労働省医政局医事課・歯科保健課事務連絡（令和2年4月24日付け）「新型コロナ

ウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等における実習の実施にあたっての留意事項及び感染防護具等の物資提供協力依頼について」(抄)

1. 実習の実施時期、期間、内容等の調整

(1) 学校養成所等における実習については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」(令和2年2月28日付け文部科学省初等中等教育局、文部科学省高等教育局、厚生労働省医政局、厚生労働省健康局、厚生労働省医薬・生活衛生局、厚生労働省社会・援護局、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部事務連絡)の記1(3)において、新型コロナウイルス感染症の影響により、「実習施設等の代替が困難である場合には実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと」としております。

新型コロナウイルス感染症の対応により実習施設の業務負担が大きくなることも想定されるため、令和2年度においては、必要に応じて、春から夏に予定していた実習を秋以降に予定されている他のカリキュラムと組み替える等の取組を検討していただきますようお願いいたします。

加えて、今年度の実習施設における学生の受入数が制限される場合は、卒業年次の学生など実習を次年度に実施することができない事情のある学生を優先していただくよう配慮してください。

(2) 新型コロナウイルス感染症の対応により実習施設においては、通常時と同様の実習を行うことが困難な場合も想定されます。実習の内容、方法等については受け入れ先の実習施設と相談の上、弾力的に対応していただきますようお願いいたします。なお、弾力的に対応した場合であっても、必要な知識及び技能を習得できるよう配慮ください。

2. 学生への事前指導

(1) 実習の実施の2週間程度前から、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うことや、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすことなどを学生に徹底していただきますようお願いいたします。実習中は、これらに加え、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時装着するなど一層の感染症対策を行うことを学生に徹底していただきますようお願いいたします。

(2) 実習に参加予定の学生の家族等の感染が確認されるなど学生が濃厚接触者に特定された場合、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は実習への参加を見送るよう指導していただきますようお願いいたします。

(3) 実習施設における感染症対策の取組について十分に理解させた上で実習に参加させていただきますようお願いいたします。

(4) 実習中は受入先である実習施設における感染症対策の指示に従うことや、発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、実習施設と相談の上、患者等との接触は絶対に避け、自宅で休養することを学生に徹底していただきますようお願いいたします。

(以 上)